

# 電力自由化により 「電気料金が安くなる」 などの勧誘に要注意!!

値下げの対象か確認するので検針票の情報を教えてください。

● 検針票の情報で、電力会社の切替え（契約先の変更）が可能です。

⇒ **安易に情報を教えな**いようにしましょう。

毎月の電気の基本料金が □%安くなります。

△△サービスが、1か月**無料**で付いています。

● **あたかも契約中の大手電力会社からの連絡**かのように電話をしてくるケースも。

⇒ **事業者名や新規の契約の勧誘**かどうかを確認しましょう。

● **有料の関連サービス**により、結局、**合計金額が高くなる**ケースも。

⇒ **関連サービスを含めた契約内容をよく確認**しましょう。

契約期間は2年間となります。

● **数年縛り**で、解約時に**解約金が生じる**ケースも。

⇒ **解約条件をよく確認**しましょう。



電話で勧誘されて、契約してしまったけど解約したい・・・

→ 「クーリング・オフ」の手続きは裏面を御覧ください。

# クーリング・オフの手続

電話勧誘販売による取引は、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

- ① 必ずハガキなどの書面で行います。
- ② 契約（申込）年月日、商品名・サービス名、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

- 契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合があります。
- 勧誘時に事実と違う話をされた場合などには、契約を取り消せる場合があります。

**諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！**

## 書面の記載例

切手	□□□□ □□□□
××県×市×町×丁目×番×号	
株式会社××× 御中	

通知書	
この契約を解除します。	
契約（申込）年月日	令和〇年〇月〇日
商品名・サービス名	〇〇〇〇一式
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社 ×××
	□□営業所
	担当者△△△△
支払った代金〇〇円を返金してください。	
令和〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	〇〇〇〇

関東経済産業局  
消費者相談室

電話：048-601-1239  
(平日：10:00～16:00)



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン  
☎（局番なし）188

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター『イヤヤン』